

## 展望 アウトソーシング事業、会則義務化は誰のためか

日税連は平成 21 年 1 月 22 日臨時総会を開き、アウトソーシング事業を税務支援の事業に含める規則・細則の一部変更を決定した。

この規則・細則一部変更により、日税連会則第 66 条（税務支援の実施）、第 67 条（税務支援実施の基準）に規定する税務支援制度の中にアウトソーシング事業（国税当局からの税理士業務に係る受託業務）が含まれることになる。

会則 66 条 3 項には「税理士会の会員は、その所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」とされており、アウトソーシング事業従事が会則義務化されることになる。

しかしこの改正は会則違反の可能性があり、税務支援の理念が失われた改悪といわざるを得ない。

税理士会が税務支援として行ってきた「納税者支援センター」は、電話をかけてきた人に税理士あるいは税理士法人に委嘱していないことを確認してから相談を行う。「コールセンター」はこの確認作業ができない。これは今回の「税務支援の実施の基準に関する規則」の変更事項ではない第 2 条の税務支援の対象者「税理士及び税理士法人が関与してない納税者」の規定に明らかに当てはまらない。

また「コールセンター」は税務署に相談の電話をかけたなら税理士がでてくるというシステムで、納税者にとって税理士会が行っている事業と認識されず、国税当局の下請けを税理士が行っていると国民に認知され、税理士法 1 条の使命に反し、税理士制度に対する国民の信頼性を損なうことにつながる。

今まで大事に育ててきた税理士制度、「納税者の権利を擁護する」という税理士の使命が失われかねない改正は国民の支持を得られない。もう一度議論をやり直すべきだろう。

専税協議会、東京青税、東京新人会の三会で 1 月 19 日に共同要望書（当号に掲載）を提出した。税理士制度の危機には力を合わせて対応するのも効果的な方法だ。

継続し輪を広げて改悪を改正しよう。